

日本国東京都と中華人民共和国北京市 との友好都市関係の結成に関する議定書

日中平和友好条約の締結と発効は、日中友好関係が新しい歴史的段階にはいったことを示すものである。このときにあたり、日中平和友好条約に規定された原則・精神をつらぬき、両国民の友好往来をより一層強めるために、東京都と北京市は友好都市関係を正式に結成する。このことは、友好都市間の往来を通じて、日中友好事業のために絶えず新たな貢献をすることを目的とするものである。

東京都と北京市は、新しい友好の基礎の上に両都市の市民間の友好往来を増進し、経済、文化芸術、教育、体育、科学技術、市政管理、都市建設などの面において多様な形式により広汎な交流と協力を行う。

両都市の友好関係を絶えず強めるために、両都市の首長は、定期的又は不定期的に会合し、両都市の交流と協力を促進することについて協議するものとする。

この議定書は、双方の首長が署名した日から発効する。

東京都知事

北京市革命委员会主任

一九七九年三月一四日

一九七九年三月一四日